

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域には、多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現するためには、行政の取組に加え、地域住民との協働が不可欠です。計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体と連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが重要です。そして、自治会など地域の組織に加入することで、地域との関わりを持ち、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが大切です。

(2) 福祉サービス事業者及びNPO法人等の役割

福祉サービス事業者及びNPO法人等は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後益々多様化する福祉ニーズに対応するため、市民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担います。今後も誰がどのように取組を進めていくかを継続して話し合い、自治会、民生委員・児童委員及び地区（校区）社会福祉協議会との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役として活動していきます。

（４）行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

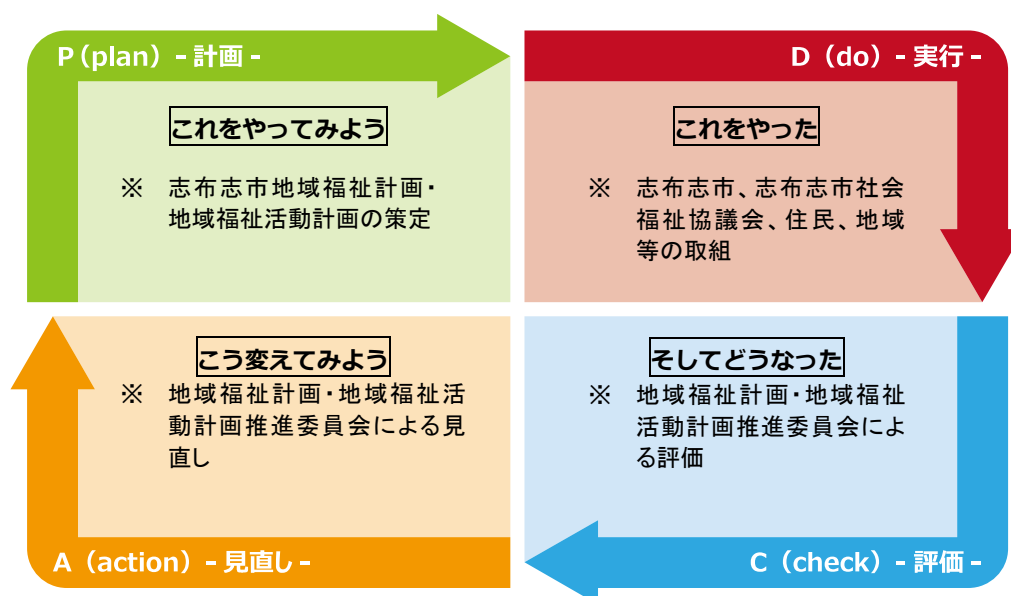
2 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、社会情勢や住民意識等の変化を的確にとらえ、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついているかを検証する必要があります。

本計画の着実な推進のため、「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、意識啓発及び情報の共有を図り協議を行うとともに、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

また、継続的に取組内容や施策の点検・評価等を実施し、必要な見直しを行います。計画の評価及び点検については、PDCAサイクル※に基づいて実施します。

図表：PDCAサイクル



※ PDCAサイクルとは、計画（plan）を立て、それを実行（do）し、実行の結果を評価（check）して、さらに計画の見直し（action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

（１）行政

① 担当部署による自己評価

本計画の各施策・事業について、各担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

② 個別計画への反映

行政が策定した各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画と整合性を図りながら推進していくとともに、今後見直される高齢者保健福祉計画及び介護保険計画、障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等福祉関連個別計画に地域福祉計画の内容を反映させていきます。

③ 推進委員会の開催

市民代表や企業、各関係機関・団体、保健・福祉・医療の代表者等による地域福祉計画推進委員会を設置し、地域福祉計画の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。

④ 市民への公表

本計画については、地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で毎年度進捗状況のとりまとめと振り返りを行いながら、広報紙や市ホームページ等により市民へ公表・報告を行います。

（２）社会福祉協議会

① 市民参加による計画の進行管理

市民・関係機関・団体の参画により地区（校区）座談会を計画的に開催し、地域福祉活動計画や地区（校区）活動計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

② 市民の主体的な計画推進に向けた取組への支援

本計画に沿った住民活動の評価表の作成や計画の啓発活動等、市民の主体的な計画の推進に向けた取組を支援します。

③ 推進委員会の開催

市民代表や企業、各関係機関・団体、保健・福祉・医療の代表者等による地域福祉活動計画推進委員会を設置し、地域福祉活動計画の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。

